

第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成14年7月8日（月）午後3時

場所：西条市役所 5階大会議室

1 開会

2 会長、副会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 報告事項

報告第1号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置までの経緯

報告第2号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約

報告第3号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書

報告第4号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程

報告第5号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程

報告第6号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程

報告第7号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程

報告第8号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

6 議事

議案第1号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程（案）について

議案第2号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度事業計画(案)
について

議案第3号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について

7 第2回会議の開催日時等について

8 閉会

○ 出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	服部 和子	青野 久美
玉井 泰三	有馬 馨	渡部 綏彦	

○欠席委員

越智 哲雄	今井 正次
-------	-------

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	協議会の会議に先立ちまして、会議の傍聴についてご相談をさせていただきたいと存じます。会議の傍聴につきましては、後ほど本日の議題で協議をお願いすることとなっておりますが、会議は公開を原則としたいと思っております。 本日の傍聴につきまして、事前に皆様のご了承を賜りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。 （「異議なし」の声あり）
真鍋局長	ありがとうございます。それでは、異議なしということで、傍聴の方を許可いたします。なお、報道関係者等から撮影の申請がありましたので、あわせて許可したいと思いますのでよろしくお願いします。
真鍋局長	それでは、会場の方に傍聴人を入れてください。 会議の前に、本日配付いたしております書類のご確認をお願いしたいと思います。まず、委任状でございます。その次に、配席表があります。次に、正誤表でございます。次に、協議書の写し。次に、資料といたしまして会議の資料がございます。それと、別添資料というふうなものです。あと、最後に市町村合併調査研究報告書（道前部会）と言うシュミレーション資料が入っていると思います。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それでは、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第1回会議を開会いたします。 会長及び副会長につきましては、本協議会規約第5条第1項の規定に基づき、4市町の長の協議によりまして、伊藤宏太郎西条市長を会長に青野勝東予市長、渡部高尚丹原町長、塩出皓治小松町長を副会長とすることに決定しております。 それでは、開会にあたりまして合併協議会の会長であります西条市長よりごあいさつを申し上げます。
伊藤会長	皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました西条市長の伊藤宏太郎でございます。西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の発足にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。皆様方には、合併協議会の委員就任をお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただきました。感謝を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。 既に、皆様方には新聞・テレビ報道でご承知いただいておりますとおり、現況は全国的にも愛媛県内でも、市町村合併の機運が高まり、法定協議会におきましては、昨年の10月に設置されました南宇和郡5町村を初めとして5つの地域で、任意協議会につきましては、私ども含めまして、これまた5つの地域で設置されております。

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	このことは、大幅な特別措置が盛り込まれております合併特例法の期限が平成１７年３月３１日となっております、期限残り少なくなったということも大きく影響がございますが、現在の我が国のおかれた状況、すなわちグローバルゼーションの中で、この国のかたちをどうするのが問われております。明治時代以来の都道府県市町村のあり方が、大きな変革の時期に入っていることに起因すると思われまします。中央では、第２７次地方制度調査会を中心に、市町村合併のみならず道州制、あるいは連邦制の論議も活発に行われるようになってきておりまして、これに対応する将来を見通した町づくりが私どもの地域にも求められているところであります。 一方、地方の主体性も合わせ強く考慮すべき時代に入ったものと、このように認識をいたすところであります。 ところで、私どもの地域で合併の論議が行われますのは、過去におきましては昭和３９年から昭和４１年にかけて、今回の枠組みと同じ枠組みで議論されたことがございます。そのときは、時期尚早として合併実現には至りませんでした。今日に至りますまでの間、１市２町、あるいは３市２町など、他の枠組みでの議論もございましたが、今回、再び同じ枠組みで協議会が設置され、合併の論議ができますことは、運命的と申しますか、まことに感慨深いものがございます。今回、私どもが設置いたしました当協議会は、任意というかたちを取っておりまして、法的拘束力・効力があるわけではございません。

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	しかし、次の段階の法定協議会に向けて、皆様に議論していただきますことが、これからの私どもの地域、2市2町の町づくりを進めていく上での土台、根幹になるであろうと確信しております。その上で、10月ごろには法定協議会への移行ができますれば、目標達成が視野に入ってくるのではないかと期待をしているところでございます。 皆様方にはお忙しい中、ご苦勞をおかけすると思いますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い、申し上げたい。そして私も、また皆さんとともに、一緒になって新しいまちづくりに向かってまいりたい、このように存じます。重ねてであります、お力添え賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 本日は、第1回会議でありますので、副会長の皆様からもあいさつをいただきたいと存じます。 まず、東予市長よりごあいさつをお願い申し上げます。
青野副会長	今、ご紹介を賜りました東予市長の青野でございます。 新しいまちづくりに向けて、未来への扉が今開かれた、そんな感じがいたしております。紆余曲折はありましたけれども、2市2町というかたちで枠組みが決定をいたしまして、きょう記念すべき第1回の委員協議会ができますことを、構成団体の1員として本当に

発言者	議題・発言内容
青野副会長	うれしく思っております。 また、委員の皆様方にも、今回は大役をお受けをいただきましてありがとうございます。また、よろしくご指導賜りますようお願いをいたします。 東予市の方も、もう恐らく今9割ぐらいの方が「もう、合併はするべきだ。避けて通れない」というふうにお考えをいただいていると思っております。また、2市2町の枠組みに対しても、大方の支持をいただいていると、私は確信をしております。そして、これからの、きょうからの協議会の中で、どういうふうなまちづくりが提案をされてくるのか、恐らく期待と不安を持って関心を持って見守っていただいているんじゃないか、こんな気がいたしております。 私どもも、東予市のお願いをいたしました委員さんや、それから西条市の方に出向をさせていただいております職員にも、これからできるだけ大局的な見地から物事を見きわめて、そして市民の期待にこたえるような、そんな素案をつくっていかうと、こういうふうなお願いをしてまいりました。 合併して本当によかったというふうに思っただけのようなまちづくりを目指して、共々に頑張っていきたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いをいたしましてごあいさついたします。ありがとうございました。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、同じく副会長の丹原町長よろしく申し上げます。

発言者	議題・発言内容
渡部副会長	ご紹介いただきました丹原町長の渡部でございます。このたびは、議会の皆さんや、町民・市民の方々のご理解をいただきまして、2市2町の合併協議会がこのようにスタートを切れたことは、非常に喜ばしいことでありまして、心から喜んでいるところであります。 今から、協議に入っていくわけでございますが、私は肝に銘じておかなければいけないことは、場面場面にならないと、そして大局的な立場に立ってこの地域全般を見回して、公平で公正な計画を立案しながら明るい町づくりを進めていかなければいけないというふうに考えているところであります。 ちょうど、丹原町だけが、西条市と接していない、西条市さんも丹原町とは接していない。小松・東予・西条はそれぞれの接点があります。丹原はそれがひつついてない。だから、なおさら丹原と西条ががっちり手を結んで、小松・東予市を間に挟んで、回りに逃げていかないようにしゃっと手を組んで頑張っていかなければいけないと、そのように考えております。どうか、皆さん方のご支援、ご協力を賜りますように、ぜひお願いを申し上げましてあいさついたします。ありがとうございました。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、同じく副会長の小松町長よろしく願いいたします。

発言者	議題・発言内容
塩出副会長	ただいまご紹介をいただきましたが、当協議会の副会長を仰せつかっております小松町長の塩出皓治でございます。 きょう第1回目の合併協議会ということで、今から2市2町の合併に向かって事務的にも、あるいはまた政治的にもいろいろな分野で協議をしながら、いろんなところをすり合わせていかなければならない、大変難しい、厳しい道のりがあるんじゃないかなということ、我々も予測しておるわけでございます。 しかしながら、小異を捨てて大同につくという言葉がありますけれども、そういった基本的な気持ちを持ちながら、道前平野の2市2町がよりよい合併ができるべく、我々も一生懸命頑張っていくつもりでございます。どうぞ、議会からこの委員になっておられる方々、あるいはそれぞれの町民・市民の中から学識経験者として選出されている委員の皆様方も一緒になって、新しい新市建設計画というものをつくり上げていかななくてはならないという思いでございますので、今後ともよろしくご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。ありがとうございました。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、愛媛県西条地方局長のごあいさつをいただきたいと思います。 愛媛県西条地方局長、渡部綏彦様、お願いをいたします。

発言者	議題・発言内容
渡部委員	本日は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が開催されますこと、心からお喜びを申し上げます。平素、皆様方には県政の発展にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。 さて、市町村合併につきましては、皆様、新聞報道等でご承知のとおり合併特例法の期限を見据え、合併に向けた具体的な議論が全国各地で高まりを見せ、合併協議会が相次いで設置されております。このように、合併機運が高まっていく中、西条市・東予市・丹原町・小松町の首長さんや議長さんを初め、関係者の皆様方には合併の枠組み等について、住民の意向を尊重し熱心に議論を重ねられ、本協議会設立の運びになりましたことは、まことにご同慶にたえないところでございます 現代におきましては、ただいま課長さんからお話がありましたが、当協議会を含め市町村の半数を上回る 37 市町村によって法定協議会が 5 つ、任意協議会が 5 つの計 10 協議会が設置されており、全国的にも合併協議が進んでいる地域となっております。 西条地方局管内につきましては、昨年 4 月に宇摩 4 市町村が県内のトップを切って任意の宇摩合併協議会を立ち上げ、基本的な 22 項目の協議項目のもと本年 7 月 1 日に法定協議会に移行しております。

発言者	議題・発言内容
渡部委員	また、今年４月には法定の新居浜市・別子山村合併協議会が設置をされており、今回３番目の協議会として任意による西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が設立したわけでありまして、これですべての市町村が合併に向けて協議をスタートさせたわけでございます。 県といたしましても、市町村の合併に関する自主的な取り組みに対して必要な助言や支援を行ってまいりましたが、今後合併の進捗に応じた支援を行う必要があり、合併協議の熟度や合併の規模等においた効率的かつ有効な支援ができるよう県の合併支援プランをまとめ、全庁においてより一層市町村合併の推進に向けた取り組みを実施することとしております。 合併に向けた協議は、今始まったばかりでございますが、合併特例法の期限までもう２年８カ月しか残されておられません。西条市・東予市・丹原町・小松町はそれぞれの市・町の規模も違いますし、産業構造も多岐にわたっておりますが、従来から共に手を取って広域行政を推進してこられた実績がございますので、期限内に立派な合併協議ができ上がるものと確信をしているところでございます。 地方局といたしましても、新らたな地域づくりの重要な共演者であり脇役として、積極的に応援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。どうか、皆様方におかれましてはこの合併協議会が初期の目的を達成され、次の世代の人々の夢を乗せた合併へとつながりますよう、心よりご期待申し上げまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	本日は、まことにおめでとうございます。 ありがとうございました。 続きまして、委嘱状の交付をとり行います。 本来なら、会長よりそれぞれの委員の皆様へ直接お渡ししなければならいところですが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、有馬馨様に委嘱状の交付をさせていただきます。 有馬様、その場でお待ちください。
伊藤会長	委嘱状 学識経験者有馬馨殿 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員を委嘱いたします。平成14年7月1日 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会長伊藤宏太郎。よろしくお願い致します。ありがとうございました。
真鍋局長	ありがとうございました。他の委員さんの皆さんにつきましては、あらかじめ机の上に配布をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。 続きまして、本日は第1回の会議でございますので、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。 最初にごあいさついただきました会長及び副会長、並びに西条地方局長様以外の方をお願いをいたします。恐れ入りますが、西条市議会議長の青木五十司様から、順によろしく願いいたします。

発言者	議題・発言内容
青木委員	西条市議会議長の青木五十司です。一生懸命いい結果がでますように努力したいと思います。終わります。
井上委員	西条市議会の井上豊實でございます。よろしくお願いを申し上げます。
荃田委員	東予市議会議長の荃田元近でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
越智委員	東予市議会の越智宏司でございます。よろしくお願いいたします。
岡田委員	丹原町の議会の議長岡田初でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
徳永委員	丹原町議会の徳永英光でございます。よろしくお願いいたします。
真鍋委員	小松町議会議長の真鍋行義でございます。よろしくお願いいたします。
佐伯委員	小松町議会議員の佐伯出でございます。よろしくお願いいたします。
青野委員	経済界の代表として、このたび委員の委嘱をいただきました小松町商工会の青野でございます。よろしくお願いを申し上げます。
玉井委員	皆さん、こんにちは。小松町から参りました玉井泰三でございます。若輩者ではございますが、青年らしい意見で新しい町づくりに対して考えて生きたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
有馬委員	小松町婦人団体連絡協議会から参りました有馬馨でございます。よろしく願いいたします。
服部委員	失礼いたします。丹原町連合婦人会長の服部和子でございます。どうぞよろしく願いいたします。
森川委員	こんにちは。東予市の商工会議所の会頭を仰せつかっております森川でございます。このたびは、学識経験者ということでこの会に出席をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。
山内委員	東予市女性団体の会長の山内でございます。よろしく願いいたします。
渡邊委員	東予市連合自治会の会長をしております渡邊良一でございます。どうぞよろしく願いいたします。
瀬川委員	西条市の瀬川政子でございます。女性の意見もということで、参加させていただくことになりました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
久門委員	西条商工会議所の会頭の久門渡でございます。どうかよろしくお願いいたします。
塩崎委員	西条市連合自治会長の塩崎武司でございます。よろしく願いいたします。
戸田委員	小松町の助役の戸田健一でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。
北野委員	丹原町の助役の北野英昭です。どうぞよろしくお願い致します。
近藤委員	東予市助役の近藤経美でございます。どうぞよろしくお願い致します。

発言者	議題・発言内容
石川委員 真鍋局長	西条市助役の石川昭司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございます。ほかに本日所用がございます、欠席の旨のご連絡をいただいております委員さんをご紹介申し上げます。 丹原町学識経験者の越智哲雄様でございます。それと、丹原町学識経験者今井正次様が委員になられております。 それでは、ここで事務局職員をご紹介させていただきたいと思っております。 申し遅れましたが、私今日の司会を務めさせていただいております西条市から派遣されました事務局長の真鍋廣行と申します。よろしくお願いいたします。 隣におりますのが、東予市から派遣されました事務局次長兼総務班長の倉田早苗でございます。 次に、小松町から派遣されました、同じく事務局次長兼調整班長の矢葺博憲でございます。 次に丹原町から派遣されました、同じく事務局次長兼計画 班長の渡部純三でございます。 次に、西条市から派遣されました総務班の佐々木和乙でございます。 次に、丹原町から派遣されました、同じく総務班の戸田徹でございます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	次に、東予市から派遣されました調整班の膳茂雄でございます。 次に、西条市から派遣されました、同じく調整班の近藤学でございます。 次に、小松町から派遣されました計画班の高橋壮典でございます。 最後になりますが、東予市から派遣されました同じく計画班の吉井靖仁でございます。 以上、１０名に臨時職員１名を加えた１１名体制で運営をさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入りますが、合併協議会規約第９条第２項の規定によりまして、会長は会議の議長と規定しておりますので、議長を会長にお願いしたいと存じます。 なお、委員の皆様にはお願いがございます。ご発言の際に、挙手をいただければ事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。なお、会議録の編集上、ご発言の際にはお名前を言っていただきますようお願いを申し上げます。 それでは、会長よろしくお願いいたします。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお、会議の開催につきましては、規約第９条第１項の規定によりまして、半数以上の出席が必要ということでございます。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	本日の委員、参加数は委員２９名中２７名でございますので、本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。 それでは、早速議事に入らせていただきます。会議次第の報告事項でございます。 既に、ご案内のこととは存じますが、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の設置にいたるまでの経緯、それから事前に取り決めております協議会規約及び規程等につきまして、事務局からご説明を申し上げます。 まず、報告第１号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の設置にいたるまでの経緯について報告を求めます。
真鍋局長	それでは、報告させていただきます。 恐れ入りますが、お手元の会議資料４ページをお開きください。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置までの経緯をかいつまんでご報告いたします。 まず、平成１２年１０月４日愛媛県が合併パターンの試案を示し、その中でパターンＣとして、西条市・東予市・丹原町・小松町の２市２町の合併パターンが示されました。 同年１０月１０日には、西条地方局におきまして、知事を交えての愛媛トップミーティングが開催され、合併問題について意見交換が行われました。 平成１３年４月１日には、県に市町村合併推進本部・地方本部が設置されました。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	以後、２市２町におきましては、別記しておりますとおり平成１３年５月１７日から平成１４年５月３１日にかけて、アンケート調査・地域住民との懇談会・シンポジウム等が展開されるところでございます。また、２市２町の議会におかれましても、１３年９月から１４年３月にかけてそれぞれ合併に関する調査・特別委員会が設置されたところであります。 このような経緯をへて平成１４年４月１２日第３回３市２町首長会談が新居浜市役所において開催され、新居浜市を除く２市２町で合併協議に向けた最終的な判断を行うことを確認しました。 同年５月７日に第１回２市２町首長会議が開催され、６月に委員協議会を設置し、早ければ９月法定協議会設立を目指すことで合意がなされました。 以後、５月２３日、６月１８日、６月２６日と３回合併協議会設立準備会が開催されました。この間、６月１９日の首長会議におきまして、７月１日付で任意合併協議会を設立し、７月８日に第１回協議会の開催を確認いたしました。 また、６月２１日から２７日までの間、２市２町のそれぞれの議会におきまして、任意合併協議会設置にかかる予算案の議決がなされたところであります。 そして、去る７月１日西条市・東予市・丹原町・小松町任意の合併協議会が設置されました。以上、簡単でございますが、ご報告いたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま、事務局から報告がございました西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の設置に至るまでの経緯につきましては、以上で報告を終わります。ご理解賜りたいと思います。 次に、報告第2号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約及び報告第3号合併協議会規約に関する協議書について事務局より報告を求めます。
真鍋局長	それでは、規約につきましてご説明をいたします。お手元の会議資料8ページをお願いいたします。 この規約につきましては、各市町の助役以下で構成する合併協議会設立準備会において検討作成し、7月1日に2市2町の各首長の皆さんにご討議をいただき、同日付で施行したものでございます。 それでは、順次ご説明をいたします。 まず、第1条ですが、協議会の設置根拠を示すものでございます。合併は地域住民に重大な影響を持つことから、関係市町の共同の機関として設置するものでございます。なお、法定協議会の場合は、地方自治法に基づく根拠規定を明記しますが、任意協議会の場合は明示はいたしておりません。 第2条ですが、協議会の協議・調整事項について定めるものでございます。1号では、合併に関する調査・研究事項で具体的には先進地での調査、合併に関する情報収集。合併協定項目の設定及び現況調査の実施のほかあります。 2号では、新市建設計画の設定に関する事項で、法定協議会設置後策定されます新市建設計画の作成方針や方法について調査検討を

発言者	議題・発言内容
	行うものでございます。 第3号ですが、合併に関する基本的事項、つまり合併の方式、対等合併とか編入合併とかあるわけですが、合併の時期・新市の名称・新市の事務所の位置の調整方針を協議するものでございます。 第4号ですが、先ほど申しました以外の合併に関する協議事項について定めるもので、合併の是非に関する協議もこれに含まれます。 次に、第3条ですが、協議会の事務所の位置であります。4市町の長が協議して定めることとしております。 第4条ですが、協議会の組織の規定で会長・副会長・委員で組織することとしていきます。 第5条ですが、会長・副会長の選任方法及び常勤か非常勤かを定めるものでございます。選任方法は4市町の長が協議し、次条第1項に定める委員から選任することとしています。これは、4市町が協議して定めるものをもって当てることとしています。 第6条ですが、協議会の委員となるべき者の範囲を定めるものでございます。協議会委員は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律でここに定めていますような範囲が定められております。委員は4市町の長・助役・議会議長・議会が選出する議員1名、4市町が選出する学識経験者各3名でございます。これによると1市町から委員7名となります。そのほか4市町の長が協議して定める委員を加えることができる規定をいたしております。 第7条ですが、会長・副会長の職について定めております。

発言者	議題・発言内容
	職務の内容は地方自治法 252 条の 3 第 3 項の規定により定めております。 第 8 条ですが、会議の招集方法について定めております。 第 9 条ですが、会議の運営方法について定めるものでございまして、会議の成立要件として、議員の半数以上の出席が必要のむね規定を定めております。 会議の運営等につきましては、後ほど議案で提案させていただいておりますが、別途会議運営規程を定めることといたしております。 第 10 条ですが、協議会の会議に委員以外のものが出席できる規定を定めております。 第 11 条ですが、小委員会の設置についてであります。協議会の所管する事項の一部について調査し、あるいは専門的に審議を行うことが必要となった場合、小委員会を適宜設置することができる規定を定めるものでございます。設置が必要であると判断されると議会に諮り、組織や運営方法等について定めることといたしております。 第 12 条ですが、幹事会及び専門部会の設置でございます。協議会に提案する事項の事前協議、調整を行うため幹事会を置くこととしており、事務レベルの最高調整機関の位置づけとしております。構成は、各市町の助役、合併担当の部課長で構成されます。幹事会の下、専門的に協議・調整するため各市町部課長で構成する専門部会をおくこととしています。幹事会・専門部会の組織・運営につきましては、4 市町の長が協議して定めることとしております。

発言者	議題・発言内容
	なお、この案件は、後ほど説明させていただきます。 第13条ですが、事務局の設置を定める規定でございます。組織・運営の方法は4市町の長が協議して定めることとしており、この案件につきましても、後ほど説明させていただきます。 第14条ですが、協議会に要する経費の負担方法について定めるものでございます。負担の方法は、4市町の長が協議して定め、それぞれ負担することとしております。負担割合は、現在2市2町が構成している道前福祉衛生事務協議組合の負担割合を例として、均等割10分の3、人口割10分の7としております。 第15条ですが、協議会の監査の規定でございます。監査は4市町の識見を有する監査委員のうちから4市町の長が協議して定めた2名に委嘱して、協議会の出納の監査をお願いすることとしております。 第16条ですが、協議会の財務に関する規定でございます。議会の予算の編成方法、現金の出納の方法につきまして、4市町の長が協議し別途定めることとしております。この案件も後ほど説明させていただきます。 第17条でございます。協議会委員及び監査委員の報酬並びに費用弁償の規定でございます。その額、支給方法については別途会長が定めることとしています。 第18条ですが、協議会が解散した場合の措置について規定しております。解散した場合の出納の収支は、解散の日をもって打ちきり、会長であった者が決算をするというとしております。

発言者	議題・発言内容
	最後に第 19 条ですが、この規約に定めていないことは協議会の会議に諮り定めることとしております。 続きまして、報告第 3 号に移ります。資料 12 ページをごらんください。 先ほどご説明いたしました合併協議会規約に関する協議書についてご説明申し上げます。合併協議会規約に規定する 4 市町の長が協議して定めることにつきましては、9 項目ございます。 まず、規約第 3 条に規定する事務所の位置は、西条市明屋敷 164 番地西条市市民会館 2 階としております。 規約第 5 条第 1 項に規定する会長及び副会長の選任につきましては、会長には西条市長 伊藤宏太郎氏、副会長には東予市長 青野勝氏、丹原町長 渡部高尚氏、小松町長 塩出皓治氏を選任しております。 次に、規約第 6 条第 2 項に規定する委員につきましては、愛媛県西条地方局長渡部綏彦氏としております。 規約第 7 条第 2 項に定める会長の職務の代理者は、小松町長塩出皓治氏としております。 規約第 12 条第 3 項に規定する幹事会及び専門部会の組織及び運営につきましては、後ほどそれぞれの規程のところでご報告いたします。 次に、規約第 13 条第 2 項に規定する事務局に関する事項につきましても、後ほど事務局規程のところでご報告いたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	また、事務に従事する４市町の職員は西条市３名、東予市３名、丹原町２名、小松町２名、職員の氏名につきましてはごらんのとおりとなっております。 規約第１４条に規定する協議会に要する経費につきましては、経費は４市町が負担し、負担方法は１０分の３を均等割、１０分の７を人口割としております。 ８項目になりますが、規約第１５条第１項の規定により委嘱する監査委員につきましては、東予市監査委員 竹形静雄氏、丹原町監査委員 越智實一氏としております。 次に、規約第１６条で規定する協議会の予算の編成・現金の出納・その他財務に関し必要な事項につきましては、後ほど財務規程のところでご報告いたします。 最後になりますが、協議内容等の変更につきまして、変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとしております。 なお、この協議書は平成１４年７月１日に協議書を取り交わしております。その写しは本日追加資料として、お手元に配付させていただきました。以上で、説明を終わります。 ただいま、事務局から報告のごございました報告第２号及び第３号の２点につきまして、皆様方何かご質問・ご質疑等ございましたら、ご発言願います。 どなたもございませんか。 （「なし」の声あり）

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	特にならぬようにでございます。それでもってご了承お願いしたいと、このように思います。 次に、報告第4号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程から、報告第8号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてまでの5件について、一括して事務局より報告を行います。
倉田次長	それでは、失礼いたします。 報告案件第4号から第8号の5件につきまして、一括してご説明させていただきます。お手元の会議資料の16ページをお開きください。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程でございます。第1条でございますが、これは幹事会設置は規約第12条第3項の規定によりまして定めておりまして、その主旨を定めております。 第2条でございますが、幹事会の所掌事務について定めております。その事務は協議会会長の指示を受けまして、協議会に提案する事項の必要な協議・調整、その他合併に必要な事項の協議・調整を行うところとしております。原則といたしまして、協議会開催の前には開催されることとなっております。 次に第3条でございますが、幹事会の組織を規定しております。幹事会の構成は別表に掲げます各市町3名の構成で、計12名で構成されることとしております。

発言者	議題・発言内容
	第4条でございますが、役員の規定でございます。幹事の互選によりまして、幹事長1名、副幹事長3名を選出することとしております。 次に、第5条でございますが、役員の職務を規定させていただいております。 第6条でございますが、幹事会の会議の招集方法・運営方法について規定をしております。 次に、17ページでございますが、第7条です。第7条・第8条につきましては、幹事会の協議事項と会長への報告あるいは庶務について規定をさせていただいております。 第9条でございますが、幹事会の会議に出席する者の費用弁償の規定を第9条で定めさせていただいております。 第10条では、この規程に定めのないことは、別途会長が定めるという規定でございます。 なお、この規程につきましては、先ほど申しました合併協議書調印の日でございます、そして、協議会設置の日でもございます、7月1日施行とさせていただいております。 次に、報告第5号でございます。お手元の資料19ページをお開きください。西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程でございます。 第1条につきましても、主旨規定でございます、専門部会は規約第12条第3号に基づきまして設置する主旨を規定しております。

発言者	議題・発言内容
	第2条でございますが、所掌事務でございます。専門部会の所掌事務につきましては、幹事会の幹事長の指示を受けまして、協議会に提案する事項について専門的に協議・調整することとしております。 第3条でございますが、専門部会の組織について規定しております。別表に定めております12の部会を設けることでしておりまして、その構成につきましては各市町の部課長ということで構成されます。この専門部会の下には、細部の事項を調整するという事で各市町の実務レベルである課長から係長で構成する分科会を設置することとしております。 次に第4条でございますが、専門部会の役員の選任方法を規定しております。各部会構成員の協議によりまして、部会長1名、副部会長3名をそれぞれおくこととしております。 第5条でございますが、役員の職務を規定しております。 次に、第6条でございますが、専門部会の会議の招集方法・運営の方法を規定しております。 第7条・第8条につきましては、専門部会の会議の結果の幹事長への報告、あるいは庶務の方法について規定をしております。 第9条につきましては、専門部会の会議に出席する者の費用弁償について規定をしております。 第10条につきましては、この規程に定めのない事項は会長が別途定めるという規定でございます。 この規程の施行日も7月1日といたしております。

発言者	議題・発言内容
	次に、資料の２２ページをお願いいたします。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程でございます。これにつきましては、まことに申し訳ございません。お手元に正誤表をご配付させていただいております。資料に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。訂正箇所につきましては、第１条でございますが１行目から２行目にかかりますが、規約第１３条第３項というところが、第１３条第２項の誤りでございました。ご訂正方よろしくお願いいたします。 それでは、ご説明をいたします。 第１条でございますが、事務局の設置は規約第１３条の規定により定めるものであり、その主旨をまとめおります。 第２条につきましては、事務局の所掌事務について定めております。その事務は協議会の会議に関すること、協議資料に関すること、総務に関すること、その他協議会の運営に関することとなっております。 第３条でございますが、事務局の組織と事務分掌を定めております。事務局には総務班・調整班・計画班をおいております。各班の事務分掌は別表第１のとおりとしております。 次に、第４条でございます。事務局の職員について定めております。事務局に事務局長・事務局次長・班長、必要な職員をおくとしております。その内訳につきましては、事務局長１名、事務局次長３名、班長３名これは、次長と兼務でございますが、これが班員６の各計１０名となっております。

発言者	議題・発言内容
	第5条でございますが、事務局職員の職務内容について定めております。 第6条でございますが、会長の決裁事項について定めております。決裁事項は協議会の運営に関する基本方針の決定・議案の決定・予算決算・規程要領等の制定改廃・その他重要事項が会長専決ということになっております。 第7条でございますが、事務局長の専決事項を定めてございます。 第8条でございますが、会長不在時の代決者について、また事務局長不在の代決者について定めてございます。 第9条・第10条・第11条につきましては、協議会の公印の取扱い、職員の服務・勤務時間・勤務条件について、職員の給与・旅費の取扱いについて定めてございます。 第12条につきましては、この規程に定めのない事項は別途会長が定めるという規定を定めてございます。 この規程の施行日につきましても7月1日といたしております。 次に、資料綴りの27ページをお願いします。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程でございます。 第1条につきましては、財務規程は規約第16条の規定により定めるものでございまして、その主旨を定めてございます。

発言者	議題・発言内容
	第2条でございますが、協議会の歳入歳出予算につきまして規定しております。協議会の歳入は規約第14条に基づきまして、関係市町で負担することとし、予算の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしております。なお、今回のように協議会設立当初の会計年度は附則に規定しておりますが、協議会設立は7月1日でございますので、今回の場合は7月1日から翌年の3月31日としております。また、協議会予算は協議会の議決ということになっております。 次に第3条でございますが、予算に不足等が生じましたときには、追加または変更がございます。そういう場合には、補正予算を調整し協議会の議決を経なければならないとしております。 第4条でございますが、予算款項の区分について定めております。内容につきましては、別表第1及び第2に定めておりまして、この区分により予算の項目を調整することとしております。 第5条でございますが、協議会の出納及び現金の保管の方法について定めてございます。 第6条でございますが、協議会の出納員について定めております。 第7条でございますが、予算の流用、予備費の充用について規定をしております。

発言者	議題・発言内容
	第8条でございますが、協議会の決算の方法について規定しております。決算は年度終了後2カ月以内に調整し監査委員の監査に付したのち、協議会の認定に付すこととしております。 第9条ですが、協議会予算の収入・支出の手続きの方法。出納員が備える帳簿等について定めてございます。 この規程の施行日も7月1日といたしております。 次に、資料綴りの33ページをお願いいたします。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。 この規程は、規約第17条に基づきまして委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。 第2条ですが、報酬の額を定めております。協議会の委員に日額7,200円の報酬が支給されることとしておりますが、支給されますのは学識経験者の委員及び、監査委員となっております。各市町の長・助役・議会議員・県職員につきましても、業務の範疇であるということから支給されないこととしておりまして、先進地の例も参考として規定をしております。 次に第3条でございますが、費用弁償の額を定めております。委員への支給は2市2町以外の区域に出張した場合に支給されることとしております。 この規程につきましても7月1日からの施行といたしております。 以上、報告案件5件、簡単に説明いたしました。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま、事務局からありました４号、から８号にわたる報告事項につきまして、何かご質問等ございましたら順次ご発言をいただきたいと考えております。 どなたかございませんか。 （「なし」と呼ぶ声あり）
伊藤議長	それでは、特にないようでございます。ご了承をお願いしたいと思います。ここまでちょうど、このあとも続けますと若干長時間になります。ここで、この時計でもって１０分間、４時１０分まで暫時休憩をしたいと思います。よろしくお願いいたします。 （休 憩）
伊藤議長	議事を再開させていただきます。それでは再会いたします。 それでは、次第の６であります。議事に入らせていただきます。 まず、議案第１号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議案第１号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程（案）についてご説明を申し上げます。 会議資料綴り３５ページをお願い申し上げます。 まず、第１条ですが、協議会規約第９条第３項に基づきまして、会議の運営方法について必要な事項を定めるものでございます。

発言者	議題・発言内容
	第2条ですが、会議の基本方針を定めておりまして、会議は原則として公開とするものでございます。会議の内容・状況により、議員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができることにいたしております。第2項では、会議の運営は公平・公正な協議に努めることの規定でございます。 第3条ですが、会長等の会議の責務について定めております。会長は、会議の議長となりますが、副会長と連携しながら円滑な会議運営に当たることを規定し、委員につきましても、会議において積極的に参加をし、円滑な議事運営に協力することを定めております。 第4条ですが、会議の開閉等を定めるもので、会議の開会・閉会は議長が宣告し、委員は発言する場合、議長の許可を得た後、発言することとしております。会議のルールを定めております。 第5条ですが、会議の議事の表決について、定めております。会議の議事は全会一致をもって決することが原則としておりますが、意見が分かれた場合には出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することといたしております。他の会議では、過半数以上で決する例が多いと思いますが、合併協議という重要な会議でございます。 この結果が、各市町議会にも行っております地方自治法に定める重要事項の特別多数決の方法をとり、多くの委員の賛同を得ることが望ましいと考えておりまして、このような方法を取らせていただいております。なお、先進地例でもこのような方法を取っておるようでございます。

発言者	議題・発言内容
	第6条ですが、会議の傍聴の規定でございます。会議は原則公開としておりまして、その方法につきましては別途会長が定めることとしておりますが、要綱としまして、後ほど説明をさせていただきます。 第7条ですが、会議の会議録の規定であります。会議録を調整することとしておりまして、開催日時・場所・出席委員の氏名・議題・議事の要旨、その他必要な事項につきまして、調整するところとしております。 第8条ですが、会議録の公開の規定でございます。前条で調整しました会議録は原則公開とするものでございます。公開の方法は別途会長が定めることとしておりますが、各市町と合併担当窓口は、協議会が発行予定の協議会だより、ホームページへの掲載などを考えております。 第9条ですが、会議中における規律を規定したものでございます。 第10条ですが、会議において必要があるときは、議長が関係者の出席を求め、説明を求めることができる規定でございます。 次に、第11条ですが、この規程に定めていない事項については、会長が別途定めることとする事項を定めております。 なお、この規程はご承認をいただければ、本日7月8日から施行をいたしたいと考えております。 会議運営規程に関連いたしますので、続きまして会議の傍聴に関する要綱につきまして、主な内容につきまして説明を申し上げます。 37ページをお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	第2条ですが、傍聴人の定員の規定であります。定員は30人としております。会議の会場の都合により、その数は増減することができることとしております。先進地例でも傍聴人数は30人としておりまして、参考としております。なお、各市町、県の関係担当職員・報道関係者等につきましては、別途枠として取り扱うことといたしております。協議会の会場につきましては、各市町の傍聴者に配慮するため4市町、持ち回りで開催する予定といたしております。 第3条は傍聴の手続きについて、第4条は傍聴席に入れない者の規定、第5条は傍聴人の守るべき事項について、第6条は傍聴人の写真・映画等を撮影禁止、録音等の禁止を定めるものでありますが、会長が許可した場合には認める規定としております。 第8条は傍聴人の退場の規定、第9条はこの要綱に関し、会長命令に従わないときの措置について規定しております。 この要綱は、会議運営規程のご承認をいただければ、本日7月8日から施行したいと考えております。 以上でございます。 ただいま、事務局からの説明にありました議案第1号並びに合併協議会会議運営規程につきまして、ご意見・ご質問等ございませんか。 どうぞ。

発言者	議題・発言内容
井上委員	先ほどから、幹事会規程などの、数多くの規程の報告をいただいたんですがね。今議案の提案のございましたんですが、今、施行日が前段の分が7月1日、今からの分は7月8日ということになっておりますが、今は任意協議会ということでございますが、もう9月には法定協議会の予定があるようでございますが、その場合にこの協定書並びに議案というものがどういうかたちで、この法定協議会へ移行していくのか、このへんはどういうかたちになっておるのか。この点だけちょっと説明してください。
伊藤議長	事務局
真鍋局長	お答え申し上げます。本日お示ししております規程・規約等につきましては、あくまでも任意協議会での規約・規程でございまして、法定協議会に移りますと、法定協議会の場で同じようなかたちをさせていただくということで。なお、内容等につきましては、法定協議会に移行いたしましても通用するような規程・規約にいたしておりますので、よろしくお願いいたします。
井上委員	あくまで、このきょうの何は、任意協議会の規程であり、また報告であると認識していいんですね。
伊藤議長	そのほか、ございませんか。 (「なし」の声あり)

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、お諮りをいたします。 議案第 1 号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営 規程についてご異議ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	ご異議ないようでございますので、議案第 1 号につきましては原 案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第 2 号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協 議会平成 1 4 年度事業計画についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
渡部次長	議案第 2 号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成 1 4 年度事業計画についてご説明を申し上げます。 お手元の資料 4 1 ページをごらんください。 まず、新市建設計画の策定準備についてでございます。新市建設 計画は、新しい市の将来ビジョンを示し、それによって委員の皆様 を初め、住民の皆様が合併の是非を判断するために、マスタープラ ンとしての役割を持つものです。 任意協議会では、新市建設計画の検討組織及び、業務の推進方法 等についてご協議いただき、法定協議会移行後は、将来の町づくり を最優先課題である新市建設計画の策定を精力的に進める準備を行 いたいと考えています。

発言者	議題・発言内容
	次に、合併協定項目の協議準備についてでございます。合併協定項目の協議事項としまして、1つ目に合併の方式や新市の名称といった特に重要な協議事項、2つ目に議会の議員や農業委員会委員の身分に関することや、地方税の取扱いなど、合併特例法の規定が適用される協議事項、3つ目にその他合併に際して調整が必要な協議事項と、大きく3つに分けて考えております。これらの協議項目につきましても、合併の方式によっても異なりますが、大きい項目で30項目前後となる見込みでございます。 今回設立されました任意協議会におきましては、この協議項目について事務レベルでの絞込みを行い、法定協議会へ移行したのちに、この協議項目に従って本格的な協議を行っていただきたいと考えております。 次に、行財政現況調査及び事務事業実態調査の実施についてでございます。行財政現況調査につきましては、2市2町の行政サービスを初め、教育分野の状況や、生活環境分野に関する事項など、行政全般に渡る現状把握を行うとともに、比較検討が可能となるような資料の作成を目的としています。この調査を、任意協議会の期間で行うことによりまして、法定協議会へ移行した場合の基礎資料となり、協議をスムーズに行うことができると考えています。 また、事務事業実態調査につきましては、一般的には、3,000項目とも4,000項目とも言われており、膨大な作業となります。 任意協議会の期間では、先にご説明しました行財政現況調査と事務事業実態調査の諸準備を先行して行い、法定協議会へ移行と同時

発言者	議題・発言内容
	に本格的に事務事業実態調査及びその調整案の作成に取りかかりたいと考えております。 次に、協議会・幹事会及び、専門部会等の開催についてでございます。恐れ入りますが、会議資料の４７ページをお開きください。 まず、本協議会の組織についてご説明申し上げますが、本協議会の核組織としまして、各市町の助役及び部長・担当課長等で構成します幹事会を設けております。この幹事会のもとには、各市町の部・課長で構成します専門部会、さらにその下に各担当課長ないしは係長で構成します分科会をそれぞれ設けることとしております。専門部会や分科会におきましては、行財政現況調査や事務事業実態調査など合併に関する事務的な調査や取りまとめを行うこととしております。 次に、もとへ戻りまして、先進地例等の資料・情報の収集及び調査・研究についてでございます。この項目につきましては、既にご承知のことと存じますが、宇摩合併協議会を初め他県の先進地例も精力的に情報収集をし、合併協議に活用してまいりたいと考えております。なお、後ほどご説明いたしますが、平成１４年度歳入歳出予算へ先進地域への研修経費を、計上させていただいております。 できる限り早い段階で委員の皆さんに研修をお願いしたいと考えておりましたが、研修受け入れ先が８月末ごろまでいずれも調整がつかず、現段階で確定しておりませんので、引き続き事務局で検討を行ってまいりたいと考えております。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	次に、協議会だよりの発行及び、ホームページの開設による情報の提供について。合併協議を行うにあたり、最も重要な事項が住民への情報提供であると考えております。したがって、この協議会独自の広報誌の発行を行うことによりまして、２市２町の全世帯へ合併協議の状況等をご報告申し上げたいと考えております。まず、第１号としましては、８月発行を目標としており、その後は合併協議会の開催に沿って発行してまいりたいと考えております。また、広報誌に加えて合併協議会のホームページを開設することとしております。 次に、法定協議会設置に関する諸準備についてでございます。法定協議会への移行に備え、規約等の整理・組織体制の検討・合併の期日を見据えた全体スケジュールの作成や、国県の補助金申請書類の準備などを考えております。 次に、その他合併に関する必要事項について。現在想定しております事業につきましては、以上のとおりでございますが、協議会の開催状況等により想定外の必要事項が生じた場合の対応を考えております。 以上で、平成１４年度事業計画についてのご報告を終わります。 ただいま事務局からご説明申し上げました議案第２号につきまして、本議案について、ご質問・ご意見ございませんか。 どうぞ。

発言者	議題・発言内容
久門委員	事務局が今読まれたことに対しまして、８つの項目がせっかくあるんですから、さっき読まれたぐらいの細則は活字にしたらどうでしょうかね。 事務所大変忙しかったみたいですけどね。やっぱりこれぐらいは、４７ページの組織は説明をいただいたんですが、あとは、私たちが初めてこの会議に出まして、もう少し、こういう細則があっていいんじゃないかと。以上。
伊藤議長	はい。本案について、事務局、対応のあり方について。 私の方から。大変失礼いたしました。後刻、後日、ただいま説明のありました細則につきましての、お手元に資料配布させていただくと、こういうことでご了解賜りたいと、このように思います。 その他、ございませんか。 どうぞ。
塩崎委員	西条市の連合自治会長の塩崎ですが、この間ですね、県体協が複数の体協の方へ、市町村合併を視野に入れて開くスポーツ大会を支援する会がございますね。合併促進地域スポーツ振興事業というのがあるんですよ。これ先だって、愛媛県の体協の方と４団体が対象になって、期間は本年度末で、各３０万ほど補助があるんですが。こういうような制度は、先ほど説明をいただいたそれぞれの専門部会をするのですか。

発言者	議題・発言内容
	それとも、この合併協議会の方からそういう地区の代表、それぞれ2市2町には体協があると思いますが。そういうのは指導というんですか。呼びかけと言うんですか。そういうような制度を十二分に利用するような制度がある。そこらがどこらあたりでするのか。 ちょっと参考までにお知らせを願えたらと思います。
伊藤議長	ありがとうございました。事務局、いかが。任意と法定について回答して下さい。
真鍋局長	お答えいたします。体育協会の指導の関係でございましょうが、体育協会等、公共的団体の合併指導につきましても、協議会での業務の一つになっております。ただ、これは、とても強制というわけではありませんので、そういう統一したかたちでお願いするという指導的なことになるんじゃないかと考えております。それから、任意協議会と法定協議会の違いといいたいまいしょうか。それにつきましては、お手元の別添資料にも。
伊藤議長	任意協議会でやれるかどうか。法定に立ち上げて初めてこの事業をやるものか、そのことをお尋ねいただいたように私は思うので、どうぞよろしく。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	体協等の組織の統合につきましては、法定協議会に移行いたしまして協議をしていくことになるかと思えます。
塩崎委員	それは、わかってるんです。ですからね、そういうことの市町村の枠を越えた体育祭や球技大会・駅伝大会を計画すれば、そのような対象になるから、この合併協議会の方ですか、専門部会ですか、教えてくれんかと言うて質問してるんです。
伊藤議長	済みません。私の方からお答えします。その専門部会と、法定協議会というこの意味あいはどういう意味がありますか、よく理解されていないんです。わかりにくい。法定協議会の中の専門部会でやるのかということですか。
塩崎委員	質問はですね。
伊藤議長	事務局、よく聞いておいてくれよ。
塩崎委員	任意ですからね、法定まで移行せんでも、そのような情報があったらやる、新聞紙上で発表されておるんだから、その分についてのきょうの合併協議会の中でそういうものをあるのかするのか、そこらをはっきり言うてくれたらわかるんですよ。制度がある以上、もったいないでしょう。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	どうも、失礼しました。私のご説明申し上げましたのは、体協の合併等を申しましたんですよ。事業運営につきましては、それぞれ体協さんで実施されるんじゃないかとは考えております。以上です。
塩崎委員	体協が運営するんじゃないしに、そういうような枠組みを超えた体育祭や球技大会・駅伝大会を計画すれば、合併促進地域スポーツとかたちでちゃんとあるんだから、それを聞かせてください。事業主体は何ですかと。
伊藤議長	私の方から、事務局と打ち合わせしますが、補助制度についてその制度ありきであれば、私どもでどう取り組むべきか、食えるものか食えないものか、協議をさせていただきたい、こういうことでよろしくをお願いします。 他にございませんか。 どうぞ。
玉井委員	小松町の玉井です。事業計画の6番目。協議会だよりの発行及びホームページの開設による情報の提供ということで、事務局のご説明によりますと情報公開して非常にしっかりしなけりゃならないということで、それは確かに納得できることなんですが、この事業計画の中に、情報を提供する、どんどん住民に対して情報をどんどん知らせていく窓口はこの6番目にあるわけなんですが、住民の方からこの合併協議会に対していろんな意見とかそういうふうなもの

発言者	議題・発言内容
	を吸い上げるというか、受け入れるような窓口は、事業計画の中には盛り込めないんでしょうか。以上です。
真鍋局長	皆様方のご意見等につきましては、公聴の窓口が総務班になっておりますので、そちらの方へいただきたいと思います。
玉井委員	はい、わかりました。
事務局長	ホームページを開設いたしますので。
伊藤議長	よろしいですか。
玉井委員	はい、結構です。
伊藤議長	他にございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、他にご意見もないようでございますので、この議案第2号につきましては、原案のとおり承認することとさせていただきます。異議ございませんか。 (「なし」の声あり)

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	続きまして、議案第３号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成１４年度歳入歳出予算についてを議題といたします。 事務局よりより説明を求めます。
渡部次長	議案第３号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成１４年度歳入歳出予算について、ご説明を申し上げます。 お手元の資料４３ページをごらんください。 まず、歳入の負担金１５，０００，０００円についてでございますが、これは２市２町からの負担金でございます。負担割合につきましては、２市２町で構成しております道前福祉衛生事務組合の按分の例により、１０分の３は均等割、１０分の７を人口割で算出しております。内訳は西条市６，４５２，０００円、東予市４，１４９，０００円。丹原町２，３７６，０００円。小松町２，０２３，０００円となっております。 次に、歳出でございますが、１款運営費といたしまして１３，８８８，０００円を計上させていただいております。内訳は１項会議費といたしまして１，１４７，０００円。２項事務費といたしまして当協議会事務局の開設に伴う費用及び運営にかかる経費１２，７４１，０００円でございます。２款事業費１項調査研究費につきましては、視察研修等の経費を計上させていただいております。３款予備費２５４，０００円といたしまして、歳入歳出それぞれ合計１５，００１，０００円を計上いたしております。 よろしく願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第３号につきまして、本案について、ご質問・ご質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは特段ないようでございますので。それではお諮りをいたします。議案第３号西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成１４年度歳入歳出予算について、ご異議ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	ご異議ないようでございますので、議案第３号につきましては、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 特に、本日委員の皆様方からちょうだいいたしましたご意見等につきましては、次回協議会への参考とさせていただきたいと存じます。今回、多々無理やりなところ等、お詫び申し上げます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げまして、議長の職を下ろさせていただきます。 長時間、まことにご協力ありがとうございました。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	どうも、長時間に渡りましてありがとうございました。 それでは、次第7の第2回会議の開催日程等についてご報告をさせていただきます。 お手元の資料の、第2回会議の開催日時等についてをござんください。本日お配りしたものでございます。 次回につきましては、平成14年8月5日月曜日午後1時半から、東予市総合福祉センター2階で行う予定といたしております。なお、第3回目、第4回目もお手元の資料のように予定をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、案件につきましては、後日ご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 何かご質問ございますでしょうか。
真鍋委員	研修を予定されていましたが、なるべく早く行った方が効果があると思いますが、なかなか受け入れ先が無いことと、それからもう一つは2市2町ですから、日程の調整その他でご苦労されると思うんですが、いつごろ予定されておるんですか。
真鍋局長	今、各先進地の方でいろいろと問い合わせを出しておるんですが、それでいつごろ、ちょっとまだそのところがちょっと決定しておりませんもので、受け入れ先ができましたら何らかのご連絡をさせていただきますと思います。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それでは、長時間に渡りまして、大変お疲れ様でございました。 なお、本日お手元に市町村合併調査研究報告書という冊子、第1回合併協議会決定資料をお配りをいたしております。市町村合併調査研究報告書につきましては、昨年愛媛県のシミュレーション事業により、2市2町の合併担当者が作成したもので、2市2町の合併の効果や問題や課題をはじめ、業務体制の現況などをまとめたものでございます。なお、別添資料につきましては、この合併協議を進める上で、必要な基礎的な事項について簡単にまとめた資料でございますので、後ほど検討しておいていただきたいと思います。 それから全般的なご意見やご質問等ございましたら、合併協議会事務局までご連絡いただければ対応させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。 また、合併に関する資料等について何かご要望がございましたら、ご遠慮なく事務局の方へお申し付けくださいませ。よろしくお願いを申し上げます。 それでは、これをもちまして第1回会議を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。お帰りの際には十分に気をつけてお帰りくださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。